

平成 30 年度保育料徴収金基準額表 (2・3 号認定 保育短時間)

各月初日の入所児童の属する世帯の 階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層 区分	定 義	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円	0 円
第 2	市区町村民税 非課税世帯	6,300 円	4,900 円	4,900 円
第 3	所得割額 48,600 円未満	14,700 円	12,800 円	12,800 円
第 4	所得割額 97,000 円未満	23,600 円	21,600 円	21,600 円
第 5	所得割額 169,000 円未満	36,400 円	26,400 円	26,400 円
第 6	所得割額 301,000 円未満	44,200 円	29,500 円	26,800 円
第 7	所得割額 397,000 円未満	53,100 円	31,500 円	27,500 円
第 8	所得割額 397,000 円以上	60,900 円	31,500 円	28,300 円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。